

全日本マーチングコンテスト四国支部大会実施規定

(総則)

- 第1条 この大会は「全日本マーチングコンテスト四国支部大会」という。
- 第2条 この大会は四国内の各県吹奏楽連盟から推薦された吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。
- 第3条 推薦母体となる県連盟は、次のとおりとする。
①愛媛県吹奏楽連盟 ②香川県吹奏楽連盟
③高知県吹奏楽連盟 ④徳島県吹奏楽連盟
- 第4条 実施会場・日時などの必要事項は、第三事業部会で定める。

(実施区分および参加資格)

- 第5条 実施区分は「中学校の部」「高等学校以上の部」の2部制とする。
- 第6条 参加資格は、四国吹奏楽連盟に登録された団体で、次のとおりとする。
①中学校
構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)
②高等学校
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
③大学
構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。
④職場
同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。
⑤一般
構成メンバーは自由とする。ただし職業演奏家の参加は認めない。
2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 第7条 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格や入賞を取り消す場合がある。

(県代表)

- 第8条 県連盟は県代表団体を決定し、本大会開催日の2週間以前に四国吹奏楽連盟へ推薦・報告する。
- 第9条 本大会に各県から選出する団体数は4団体以内とする。
- 第10条 本大会に参加する費用は参加団体の負担とする。
- 第11条 出演順は第三事業部会において決定する。

(演奏・演技)

- 第12条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。
2 指揮者は置いてもよい。
- 第13条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟の理事会で決定したものとする。
- 第14条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器（エレキベースを含む）、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。
- 第15条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第16条 演奏曲は自由とする。

（審査・表彰）

- 第17条 審査員は理事会で選出し理事長が委嘱する。
2 審査員は5名とする。
3 審査方法は別に定める審査内規による。
- 第18条 表彰は金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。
- 第19条 全国大会への代表数は、全日本マーチングコンテスト実施規定による。

（その他）

- 第20条 この大会の実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体をもつことができる。
2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第21条 各部門の出場団体は、参加分担金10,000円を負担することとする。
- 第22条 本大会の役員は原則として次の通りとする。
名誉大会長・・・県知事、教育長等
大会長・・・・・・理事長
副大会長・・・・・・各県理事長、朝日新聞社
大会顧問・・・・・・名誉会員・顧問・相談役・監事
運営委員長・・・・・・（主管県よりの推薦）
運営委員・・・・・・各県第三事業部長
実行委員長・・・・・・（主管県より推薦）
実行委員・・・・・・（主管県より推薦）
大会事務局・・・・・・事務局長・主管県事務局長
- 第23条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

- ※ 平成4年4月29日の総会にて一部改定
- ※ 平成5年度より、代表数の変更により第30条を変更
- ※ 平成6年度より、第32条を追加

- ※ 平成 8 年度より、代表数の変更により第 2 9 条を変更
- ※ 平成 9 年度より、出演時間・代表数の変更により第 2 2 条および第 2 9 条を変更
- ※ 平成 1 0 年度より、「小学校バンドフェスティバル」設定により第 5 条および第 2 2 条を変更
- ※ 平成 1 6 年 4 月 2 9 日の総会にて一部改定
- ※ 平成 1 9 年度より、第 5 条、第 1 3 条、第 1 8 条を改定。
- ※ 平成 2 1 年度より、第 8 条を改定。
- ※ 平成 2 5 年度より、第 1 1 条を改定。
- ※ 平成 2 6 年度より、第 1 1 条を改定、3 出制度廃止に伴い第 2 1 条を削除。
- ※ 平成 3 0 年度より、第 4、6 ~ 2 3 条を改定。